

平成24年7月24日

株式会社 山陰合同銀行
取締役頭取 久保田 一朗

当行元行員による詐欺・窃盗事件の有罪判決確定について

詐欺や窃盗などの罪に問われた当行元行員について最高裁第1小法廷は元行員の上告を棄却する決定を行いました。これにより平成21年5月に逮捕・起訴された元行員の有罪判決が確定いたしました。

信用を第一とする金融機関といたしまして、このような不祥事件を発生させましたことを深く反省いたしますとともに、日頃から当行をご愛顧いただいておりますお客様、株主の皆様ならびに地域の皆様に心からお詫び申し上げます。

当行では、今般の不祥事件を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の強化を図ることで再発防止に努め、信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

1. 事件の概要

平成20年9月～11月、当行元行員（男性、34）が当行在籍中にお客様2名からキャッシュカードをだまし取り、口座から現金計295万円を引き出したとして、平成21年5月に詐欺および窃盗の容疑で松江署に逮捕されました。

2. 事件発覚後の対応

内部調査の結果、他のお客様への被害ならびに他の不正行為はございませんでした。

3. 被害に遭われたお客様への対応

両被害者をご高齢の方であること、当行の名をかたった事件であることを総合的に判断し、早急に被害補償が必要と考え、当行は平成20年12月に被害金額全額の補償を行いました。

4. 関係当局への届出

本件に関しましては、監督官庁等関係機関への経過報告を適時行って参りましたが、今回の結果を受けて速やかに届出を行う予定です。

5. 人事処分について

元行員につきましては、平成21年2月に懲戒解雇いたしました。

6. 再発防止に向けて

再発防止に向けた対応としましては、既に事件発生後、行職員の倫理観向上を目的としたコンプライアンス教育を強化しており、今後このような事が再発しないよう継続実施し徹底を図って参ります。また、セキュリティ対策として、お客様情報へのアクセス制限や店内監視カメラによるモニタリングの実施など再発の防止に万全を期しております。

以上